

Title	近世鎌倉の税制
Sub Title	Taxation system of the Edo (江戸) Period with special reference to Kamakura (鎌倉)
Author	富田, 功(Tomita, Isao)
Publisher	三田史学会
Publication year	1967
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.40, No.1 (1967. 7) ,p.113- 139
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19670700-0113

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近世鎌倉の税制

富田功

はしがき

第一章 十二所村の概況

第二章 近世鎌倉の税制

一 十二所村貢租の分析よりみた鎌倉税制の特殊性

イ 寺領

ロ 十二所の検地

ハ 反錢と棟別

二 徵税

イ 徵税の方法

ロ 税目の種類

むすびに代えて

はしがき

戦後農村史の研究が盛んになつたが、それでもなお究めつくせない部分の方が多い。関東における近世農村のあり方を全般的に理解するためには各地の個別研究や史料の整理が今後一層熱心に進められる必要がある。ここにとりあげた鎌倉の十二所村は、寺

領であつて、しかも天領ともなつていたという村である。この村は関東大震災の難もさほどでなく、往古の史料が腐朽にまかせられながらもある程度、保存せられている。

それを今回、史料紹介を主眼として、この村の農民達に課せられていた税の実体を調べてみようとしたものが本稿である。

殊に反錢・棟別についてはその税目の遺制的性格に注目してみた。寺領としての近世農村の実態が幾分でもあきらかにできれば幸いである。

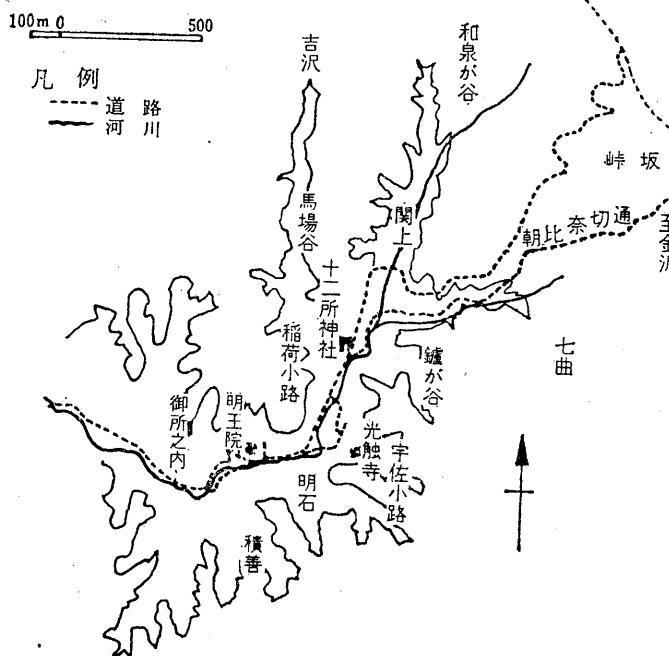
因みに、ここに紹介する史料は、小丸俊雄氏の所蔵にかかるものである。

第一章 十二所村の概況

この村は鎌倉市の最東部に位置しており、村名の由来は、嘗つて光触寺の境内にあつた熊野十二所の社を当村の鎮守となしていたゆえといわれている。

村史概略「皇國地誌」⁽¹⁾中の“相模国鎌倉郡十二所村”によれば、上古の事蹟は詳しく分らないが、上総介平直方が鎌倉にいた永承年中に、相模守源頼義がその婿となり、子義家を生んだ。そ

れより源家相伝の地となり、くだつて平治元年に至るまで源義朝の領する所であつた。治承四年、頼朝が大倉に府を開いてよりは、世々霸府の所轄に属したというが、事実十二所村がどのようであつたかを知る由もない。が毛利藏人西阿（大江広元の子季光）の領地であつた時代のあることは確かである。その他史実として、確かめえないが、梶原景時、川越太郎重頼、千葉広常の屋敷もあつたようである。建保二年には、本村南の方字明石谷に大慈寺が建てられ、嘉禎元年には明王院五大尊堂が創立されてい



税地 明治九年現在の地目別の地積は次の通りで、山林が大部分を占め、田畠はほどその面積が等しい。

田	4 %
畠	4 %
山林	91 %
その他	1 %

田 九町八段十一歩
畠 一町七段一畝廿二歩
宅地

地勢 東西七百四十四間、南北千百十六間の幅員を有し、全村山岳起伏し、平坦の地少く、山間に僅かの田圃があり、滑川が東方より発源し、村の中間を西南に廻流している。

稲粱菽麦菜梅柿等に適しているが、灌漑が不便で、旱害を憂うる地もある。

る。建武二年、足利尊氏が叛旗をあげて鎌倉に拠り、正平六年その子基氏の領たらしめた。その後数世関東管領の地となつた。十二所村には、管領の重臣たちの邸が多くあつたと推定され、積善院、一心院、月輪寺、羽黒社、大江稻荷等の社寺があつたことは、現在残つてゐる小字名によつて知りうるところである。ついで執事山の内上杉氏に移り、のち三浦義同に属するものとなり、永正十五年義同が北条早雲に滅ぼされ、その後五世の間北条氏がこれを領した。天正十八年、北条氏は亡んで、徳川氏に代り、山内の村建長寺、東慶尼寺の社寺領となつた。これよりさき康正元年、今川範忠が幕命により、鎌倉に攻入り足利成氏を古河に走らせてのちは、鎌倉は政治の中心より離れて、衰退し、漸次もとの農漁村になつていつたのである。

山林 二百廿町五段六畝十四歩
藪 四段九畝十六歩
芝地 一段一畝一步
溜池 五畝歩（現在なし）
総計 二百四十二町七段四畝十一歩

戸数・人口 明治九年正月現在の戸数・人口および馬匹数は次の通りである。

戸数	本籍	平民	四十二戸
寺	社	一戸（十二所神社）	
計	寺	二戸（光触寺、明王院）	
人口	本籍	平民	四十五戸
計	同	女	百十三人
内	他出寄留		
平民	男	三人	二百二十一人
同	女	二人	
計	五人		
馬	牡馬	十頭	

道路 道路は金沢往還に属し、西南の淨明寺村から滑川に沿つて村の中央を東北にぬけ、東の峠坂から朝比奈の切通を経て、峠村に連り、長さ十八町廿間、道幅二間である。

産業 物産の多くは村内自用に消費し、その内材木薪炭等の類

は金沢へ輸送され、男で農間に薪炭を業とするもの十九戸、農間に商を営むもの八戸、農間に木挽二戸、鑄工一戸、雜業のもの十戸があり、女は各々男の業を助け、かたわら紡織をなして自用に供した。

社寺 十二所神社は本村中央の稍西南にあり、天神七尊・地神五尊を奉祀している。勧請年曆は詳でないが、往時光触寺境内にあつたものを天保年中に現所に移したものである。

光触寺は本村南方にあつて、時宗清浄光寺の末派であり、弘安元年、作阿弥陀仏の創建になる。

明王院は本村西南方にあり、真言宗仁和寺の末派である。嘉禎元年（一一三五）、將軍頼経がこれを建立し、五大明王の像を安置した経緯は「吾妻鏡」に詳しい。

註（1）明治政府の行なつた調査事業の一つで、各町村の地勢、産業等を調査したもの。十二所村は戸長小長井啓左エ門、議員伊藤仲右エ門、同伊藤兵左エ門によつて提出され、明治十二年四月神奈川県六等属古谷雄吉の編輯によるものである。

第二章 近世鎌倉の税制

一 十二所村貢租の分析よりみた鎌倉税制の特殊性

イ 寺領

天正十九年正月付の徳川家康寺領寄進状案〔鎌倉市史史料編三ノ二一九〕によると、次のようにある。

建長寺

相模国郡鎌倉内

六拾參貫六百文余

小町村

參拾弐貫二百四十文

八拾六貫六十文

相模國小坂郡鎌倉内

二階堂

右、如先規、令寄附訖、弥守此旨、仏法相続、不可有怠慢之状、
天正十九年卯十一月日 正三位源朝臣御直判
如件 寄進 松岡

天正19年 家康寄進状				
建長寺 95貫840文				
内 十二所分 32貫240文				
	明月院	竜源庵	常楽寺	計
建長寺水帳 (森文書)	貫文 30,484	貫文 2,736	貫文 1,804	貫文 35,024
同 (大木文書)	30,323	4,6305	1,804	36,7575
元禄郷帳	31,884	4,678	1,884	38,446
文政 7	31,8235	/	/	/
天保	39,052	4,6874	1,804	45,5434
弘化	39,353	/	/	/

天正19年 家康寄進状				
東慶寺 112貫380文				
	十二所	二階堂	極楽寺	計
天正 19	貫文 20.080	貫文 86,060	貫文 6,240	貫文 112.380
延享	20.618	/	/	/
天保 4-11	20.618	/	/	/
嘉永	20.618	92.821	0	113,439
安政 4	20.080	86,060	0	106,140
明治 3	20.618	/	/	/

右、如先規、令寄附訖、弥守此旨、可有相続者也、仍如件
天正十九年卯十一月日 正三位源朝臣
如件 極楽寺内
御直判

十二所村に課せられたこれらの貫文高は、第一表に示したごとく年を追うにつれて変化している。次の史料はこの変化の一部を解く鍵となるものである。

覚

御朱印高

一永八拾六貫六拾文

二階堂村

御朱印高

一永式拾貫八拾文

十二所村

御朱印高

一永六貫式百四拾文

極楽寺村

一永九拾式貫八百式拾壱文

二階堂村

當時直高

此内永六拾壹貫百七拾文 居屋敷田畠秋高辻

(欠損) 八貫四百五拾九文 畑夏高辻

三貫百九拾式文 山高辻

の文書は代官中村八太夫のときのものであるから、年代は文政六(一八二三)一天保十二(一八四一)の間であるが、朱印高と有高との間のこのような異動は、おそらくもつと以前からあつたものと思はれる。

極楽寺領は海岸よりの土地のため、風砂害によつて収穫が減ずるか、あるいは皆無となつたので、その分は越石として二階堂、十二所両村内で補われていたものと思はれる。

寺領は十二所村内において、截然とわかれて存在したのではなく、あちこちに散在していた。それは「建長寺寺領水帳」史史料編三ノ二二三に、それぞれの田畠にそれらの所在地がしるされている

右者私共村方東慶寺領有高御尋ニ付取調候処、式ヶ村 御朱印
高合百六貫百四拾文与御記有之候得共、篤与取調候得者百拾三
貫四百三拾九文有之、依之御朱印面高与有高与差引候得者七貫
式百九拾九文過ニ相成、依而者「極楽寺村御朱印高六貫式百四
拾文与御記有之候得共(欠損) 村永別之分私共村方ニ籠居リ義
与相見ヘ(欠損) 永別之通取立、東慶寺江相納(欠損) 寺領社
領御朱印、面高之内」(欠損) 何程何村ニ而何程与内訳御記有之
候得共御朱印面之通り其村々ニ者無之、他村ニ有之、乍併村方
ニおるてハ右様之分、御朱印面内訳御記」有之候村方之永別江
組入、誓地所有之村方ニ候共御朱印面ニ外有之候得共越石与唱、
所持罷有候分も有之間、極楽寺村之義も東慶寺領之分者、二階
堂村与十二所村両村越石与相見ヘ申候

右者御尋ニ付取調奉書上候通り聊相違無御座候 以上

第二表 十二所村農民の所属（安政4年の年貢取立帳に依る）

建長寺明月院	本名百姓	東慶寺	本名百姓	竜源庵分	常樂寺分
源清留喜保太仲新升三九市五権喜常弥佐伊善伝重平幸久次儀太八喜市					
左衛兵次三十右右右郎郎左左左左左左右郎左兵左太左衛門衛郎郎助門門門門衛郎門郎衛門門門吉門衛門衛門郎門					
	徳利勘同同同同同同同同同同同同同				
	右次衛衛門郎門門	上			
		同同			
仲右衛門升右衛門	利右衛門	上	太金文太郎次衛藏郎門	太金文太郎次衛藏郎門	
新右衛門					

が、これをみればわかることがある。また第一表にあるごとく、同一人の百姓が二寺あるいは三寺の本名百姓となつていてからも、その錯雜さがわかる。農民の所持地もまた散在的であった。

口、十二所の検地

十二所村の検地は、永正十七年（一五二〇）及び天文十六年（一五四七）に行われている。その後この地区に検地の行われたのは、家康の代、慶長三年（一五九八）、彦坂小刑部によるものがある。

慶長五年の「小町村建長寺知行水帳」の写が大木家に現存しているが、これを鎌倉市史・史料編三ノ二二三所載の建長寺寺領水帳の記載と比較してみると多少の差異を有している。市史史料編が典拠としたのは慶長の原本ではなく、元和九年（一六二三）に代官米倉助右エ門より仰付けられた石高換算の記載が含まれており、記し置かれたものを森氏が写したもの（年代は不明）であるという。一方、大木善兵衛氏所蔵の写本は天保十四年（一八四三）九月に書写されたとあるのみで、その原典については記すところがない。従つて、両写本の間にみられる差異の原因是不明とせざるを得ない。

なお、鎌倉市史史料編中の建長寺水帳の末尾に、

惣高四百石

但永三百文壹反
石盛十二五歩

とある。これでみると永三百文を一反とし、反当の石盛を一石二斗五升としたのであり、従つて永一貫文の石高は約四石二斗とな

第三表 元禄14年東慶寺領十二所村名請人別高
 (「東慶寺御知行所拾式所村田畠請帳
 名主喜兵衛、四五右衛門」による)

名請人	田(貫文)	畠(貫文)	田畠合	山手貢
重兵衛	2,084	614	2,698	
清左衛門	1,060	252	1,262	22抱
平兵衛	609	522	1,131	13抱
市左衛門	580	408	988	
四右衛門	792	196	988	
五郎左衛門	820	0	820	26抱
太郎左衛門	455	286	741	16抱
市郎右衛門	550	147	697	
四五右衛門	0	612	612	8抱
次左衛門	308	301	609	
伝右衛門	164	360	524	
与左衛門	400	120	520	
半左衛門	426	70	496	8抱
兵左衛門	228	240	468	塩8俵
半右衛門	0	314	314	
次郎兵衛	0	291	291	
八兵衛	230	0	230	
八右衛門	50	170	220	
久左衛門	170	0	170	
六郎兵衛	150	0	150	
半四郎	144	0	144	16抱
五郎兵衛	0	135	135	
八左衛門	0	100	100	
新右衛門	64	0	64	
次兵衛	50	0	50	22抱
佐左衛門	0	0	0	10抱
平兵衛	0	0	0	13抱
光触寺	400	0	400	塩2俵

る。

また永高と年貢米との換算は、慶應二年秋の畠方年貢取立帳によれば、百文につき米一斗四升合の割合で計算されている。しかし年によつてこの換算率は一定していわけがない。

第三表は元禄十四年の「東慶寺御知行所拾式所村田畠請帳」によつて名請人別に表示したものである。この村が建長寺と東慶寺相給であり、村民の少からぬ部分が両寺に併属したことは既述の

通りであつたから、ここに表示した永高が直ちに村民の持高であるわけではない。慶長五年の建長寺寺領水帳とは作成年代が遠く距つてゐるにも拘わらず、元禄の東慶寺領田畠請帳にみえる名請人二八名のうち一六名の名が建長寺水帳に見られることは、その表われといつてよいであろう。両帳に記された小字名も、そのほぼ半数が重複している。

ハ、反錢と棟別

(一) 反錢

十二所村の反錢は公料（天領）と寺領との両方に課せられている。

それは「御料反錢永高付之帳」—天保十四年—なるものが残つてゐることや、「建長寺寺領水帳」の中に反錢の高が記されてゐること等から、分明になることである。

a 公料反錢

天保十四卯年八月改写という「御料反錢永高付之帳」（松ヶ岡—東慶寺のこと—寺領より取立納）の結末に、次の様な記事がある。

反錢集メ合永毫貫五百四拾五文

慶長三年に、奉行彦坂小形部によつて検地が行なわれたときを発端として、以後の確認が連記されているが、おそらく反錢は、それ以前よりあつたであろう。しかも反錢のかゝる田はきめられていた。

第四表は前記高付之帳を一覽表にしたものであるが、それでわかるように反錢は指定された特定の水田に課せられていたのである。

天保三年十月、「東慶寺領	御朱印高書上帳」なるものに、
一永式拾貫八拾文	十二所村
一永拾五貫四百五拾文	秋田畠高辻
一永五貫百三拾八文	夏畠高辻

（計算合わず）傍点筆者

十二所にみられる反錢一貫五四五文というのは、秋成田畠年貢の奇しくも丁度一割に当るのである。

それがのちに、一割七分に増してゐる。

前記高付之帳に、「松ヶ岡寺領田永九貫百拾八文、是より反錢永

宝暦八年寅四月

名主 佐左エ門

志村多官様御支配

伊奈半左エ門様江替リ卯三月より

天保十四卯年

八月日改写置

年寄

善兵衛

御奉行彦坂小形部様
寛文十年戊五月成瀬五左エ門様御改右之通り書上
名主 市左エ門
年寄 五郎右エ門
百姓代 新左エ門

延宝七年未四月書上右之通り

宝永五子十月小長谷勘左エ門様御改右之通り

右御料ノ分反錢永古來如此相違無御座（欠損）

第四表 天保14年御料反錢永高付

近世鎌倉の税制

所在地	田 永	此反錢	負担者	所在地	田 永	此反錢	負担者
あかし	200	34	惣兵衛	明 石	203	34.2	覚右衛門
才のかみ	150	25.5	同 人	多々良	225	38	同 人
清 水	50	8.5	同 人	多々良	264	38	同 人
屋しき田	300	51	同 人	多々良谷	100	17	同 人
才のかみ	150	25.5	同 人		792		
むぎう田	100	17	同 人				
	950	161.5					
あかし	230	39	源次郎	ばんば	336	57	(欠損)
"	190	32	兵左衛門	あかし	250	42.5	同 人
"	60	10.2	金兵衛	とうほうし田	64	11	同 人
多々良	110	18.7	同 人	清水	70	12	同 人
	590	100		七曲	50	8.5	同 人
あかし谷	150	25.5	太左衛門	いづみ	50	8.5	同 人
	50	8.5	七左衛門	いづみ	300	51	同 人
		34			1,120	190.5	
あかし	90	15	(欠損)	屋しきの田	100	17	惣左衛門
あかし	220	37.4	同 人	火の道	50	8.5	同 人
御坊ノ内	280	47.6	同 人		150	25.5	
	590	100			500	85	市左衛門
ほし谷	50	8.7	勘右衛門	ばんば	80	13	(欠損)
部屋谷	50	8.5	杔左衛門	多々良	70	12	(欠損)
あかし	300	51	同 人	部やの谷			
才のカミ	50	8.5	同 人		150	25	
こしまき	26	4			400	68	新左衛門
	426	80.7		下ノ前	84	14.2	同 人
ばんば	300	51	(欠損)	あかし	336	57.1	同 人
御坊ノ内	400	68	源右衛門	"	200	34	同 人
いづみ谷	55	9	同 人	多々良	130	22.2	同 人
寺ノ谷	455	77		杉ヶ谷	150	25.5	同 人
神 宿	400	68	庄左衛門	神 宿	600	102	同 人
	144	24	勘左衛門	七曲谷	1,900	323	

取立」として、

此反錢永壱貫五百四拾五文、永百文ニ付永拾七文積り
とあり、「御料反錢場御巡見」中の割合も十七%と計算され、
まちがいのないところである。これは何らかの理由、幕府の財政
難か、或は何かの臨時収納のためにその率がひきあげられてしま
つたものであろう。それがいつであるかは分明でない。

第四表でわかるごとく、一人の百姓が幾筆もの反錢つきの田を
所有している。

はじめは田の所有者みなにもれなくわりあてられたものが、時代のうつりかわりにつれて、農民達の間に、所有の移動がおこなわれた結果であろう。

饑饉などにあつて、あるものは窮乏し、田を手放さねばならぬなり、(土地売買禁歩のため、その多くは入質の形式で手放した。)またあるものは、その反対に余裕にまかせて、田を取得していつたであろう。

かくして自分のものとなつた田が、古来からの反錢つきの田であつたならば、その分をも納入しなければならなかつたのである。

同一百姓が反錢をおさめねばならぬ田を、幾筆か所持することになつたのに反して、全々反錢をおさめない百姓もでてきたであろう。反錢は、慣習的に前代より継承されてきたものもあつたらうが、時のうつるにつれて、反錢が臨時的なものという本来の意味を失つてきて、年貢の一つとして課せられてきた関係上、江戸

時代になつて反錢の増徴にあたつては、新たに課せられる田が生じてきたことも想像される。

これらの公料反錢が、朱印地である寺領に課されているものであることは、注目に価する。

天保十四年の「御料反錢永高付之帳」でも、それらは、松ヶ岡寺領より取立てて、納めさせているのである。

つまり、寺領の中の田に、反錢のかゝる田を指定しておいて、それから取つていたことになる。すなわち、江戸幕府は鎌倉の社寺に所領を安堵するに当つて貫文高という前代の制度を踏襲したと同時に、幕府による反錢(棟別も同じ事情にあるが)なる前代の制度をも存続したわけである。

宝暦十三末年の、鎌倉谷合四ヶ組十二所村、大木市左エ門所持之田畠山覚帳によると、

寺領は尺前

一田永六百拾四文目 苗拾四丸 檢見地

此反錢永百式拾八文 寺領江定納

寺領番場

一田永五百八十文目 檢見地 苗七丸植

此反錢八拾五文 御料江上納

これでみるとあきらかに分るように、御料として上納する反錢は無地高である。

御料の田そのものが十二所村にあつたのではないと断定してよ

「天保九年、御公料反錢御年貢取立帳」でみると、

反錢永

一永八拾五文

市左エ門

此米壱斗三升

代金 壱分壱朱ト貳百六十六文

と個々の百姓分が記入されていて、最後に、

反錢

十二所村

一永壱貫五百四拾五文

此米貳石三斗五升四合

代金 六兩壱分ト七百六十四文

山手

一永百文

此米壱斗九升五合

代金 貳分ト貳百六十九文

ノ金六両三分貳朱ト百七十三文

とある。永高で表示された公料反錢は事実上貨幣納される場合も少くなかつたのである（現物納の場合については後段参照）。

元文四未年の「御用諸用留」なる記録に次のような記事がみられる。

三月七日

一反錢増シ割御免願寄合 西御門へ罷出

（十一月）十六日

一反錢大わりニ西御門へ参り石代五拾貳両ニわり
亥（寛保三）二月十三日当廿日内ニ御廻状廻り
一反錢わり西御門伊左エ門ニ而いたし石代三拾三両也
同十六日ニ村小わりいたし候

これによると、西御門で反錢の大割りをやり、それを村中に小割りしたことになる。

つまり、谷合四ヶ村の名主が西御門に集まつて、四ヶ村分として割当てられた反錢高を村別に割つた。そのあと十二所村にかえつて、名主は百姓達にふりあてたのであろう。

また反錢の増徴にたいして、免除して欲しいという願いのあるようなときにも、名主達は同じく集まつて相談したのである。

天領の現物納年貢は、寺社を通して納められたのではなく、鎌倉の年貢を一括して、片瀬に集め、そこから船で幕府の倉庫のある浦賀にもつていき、それからまた江戸に運ばれたものらしい。

このことをうらづける史料として、大木市左エ門所持の嘉永六年「御料法御取箇向御議定」なるものに、

御料所御年貢其外御取箇定

一御年貢本石三斗五升入

是迄浦賀御藏御往来

（中略）

皆済御目録御拵之方

一右餅米

一 同 粉

大豆

菜種

一片瀬浦迄（欠損）米

一包分銀之事

とあり、前述の推測をうらがきするように思はれる。

b 寺領反錢

寺領の反錢も、その起原は明らかでない。

おそらく後北条氏の時代からあつたであろう。

前掲の「建長寺知行水帳」にも、十二所村明月院配分領として、九百三拾七文の反錢が課せられていたことがわかる。

次の文書は、寺領反錢が、その寺に納められていたことを示している。

乍恐書付ヲ以奉願上候

反錢高合壹貫七百八拾文此米七俵ト六升六合」三夕三才御年貢

上納可仕候処当秋達作ニ付困窮ニ罷成、今般一同ニ奉申上候

処、先格依無之ニ不残相納候様ニ被為、仰附奉畏御上納可仕候、

乍然近年稀成凶作ニ付、格別之以御慈悲米壹俵ト弐斗反錢米
惣百姓之内拾九口江被下置難有仕合ニ奉存候、此以後如何様之
凶年御座候共御願ケ間敷儀決而申上間鋪候、為後証之連印依而
如件

竜源庵様

御役人中様

伊兵衛

上 竜源庵は建長寺の塔頭

新右衛門 安左エ門

嘉永五年の「竜源庵様 子秋反錢御年貢被免引方割付帳」なる

ものには、百姓達に引方の割付をしたことが記載されている。
例示すれば、次の通りである。

一米壹斗六夕壹才

内四升

一米四升三夕二才

内壹升

メ 五升

一米壹升七合壹夕三才

市左衛門

内四合式夕

これでみると、寺領の反錢は米納であり、減免されることもあつたことがわかる。

弘化三年の「午秋御年貢取立帳」を例にひいてみると、御料の場合と同様、反錢のかゝつてゐる百姓と、かゝらない百姓とがいることに注意をひかれる。しかも同一百姓に二つの反錢がかゝつてゐる場合がある。

竜源庵と引方割付帳では、その殆んど全部に反錢の割あてがあつたとみうけられ、それははじめ田を所有する本百姓全部に反

錢をかけたのではないかということを考えせしめるものであつた。が、東慶寺の方は百姓によつて、反錢の有無が生じている。これはおそらく、公料反錢のところでも述べたように、反錢のかゝる田というのが決められていて、時代の変遷につれて、田の所有者の移動がおこつたためであろうと解せられる。

(二) 棟別

鎌倉の棟別の前身は間別であつたと言つてよいであろう。鎌倉が都市的性格を備えていたとき、即ち鎌倉時代には、間別が割当てられていた。それが関東管領足利成氏が古河に移つて以後、農村的性格になつてから、棟別という税目が課されてきた。

元文五年「反錢棟別畠方山手小物成大割帳」なるものの末尾に、

村棟別

佐左エ門
伊左エ門

壹間
壹間

壹間半

喜平

三郎左エ門

壹間半

源右エ門
三左エ門

小半

壹間半

同人
平兵衛

(以下略)

御料棟別

永六拾六文壹分

寺領棟別

佐左エ門

これらは各人への割付を書きつけたものであろうが、ここにみ

られる“間”なるものに、前時代に間別だつたことの痕跡がみうけられるようと思はれる。

棟別にも、社寺に納めるものと、幕府に納めるものとの二種類があつた。

年代は分らぬが、建長寺衆の申状と思はれるものに、次のような箇条がある。

申上条々

一当寺門前棟別之事、鎌倉中谷々ハ棟別屋敷別而御座候、山門ハ自屋敷年貢棟別両処罷出ス年貢ハ当寺へ請取年々棟別ハ御公方へ納申候、依之寺領之年貢先以棟別ニ可出由、当代官被申之由、於如此者當寺可為退転候事

これでみると、屋敷年貢と棟別と両方あつて、屋敷年貢の方は寺へ、棟別は幕府へ納めていたことになる。

安政四年の「御料、寺領棟別屋鋪入会持高控帳」なるものには、

御料百姓居屋敷

御料棟別

永四拾弐文弐分

寺領棟別
市左衛門

永七拾文

御料棟別

永六拾六文壹分

第五表 安政4年棟別高御料寺領内訳表

御料棟別S 文 分	寺領棟別T 文 分	S/T %	百 姓 名
422	70	60.	市左衛門
661	105	63.	佐左衛門
424	70	61.	市右衛門
424	70	61.	喜太郎
1054	160	66.	太郎左衛門
636	105	61.	平左衛門
424	70	61.	龜常勘
424	70	61.	喜重權
955	160	60.	徳伝
313	52.5	60.	五八伊
313	52.5	60.	太郎
424	70	60.	兵衛
47	70	67.	兵
622	105	59.	左衛門
636	105	61.	左衛門
212	35	61.	左衛門
424	70	61.	衛門
568	70	81.	衛門
568	70	81.	衛門
636	105	61.	衛門
424	70	61.	衛門
1 貨文	1 755	63.	新右衛門
104			

$$\frac{S}{T} = \lambda \quad S = \lambda T \\ 0.59 < \lambda < 0.82$$

棟別は屋敷にかけられたものとして、中には、居屋敷とかいてあるものもあるが、これは棟別の別称と解してよからう。たゞ居屋敷という名称の方が、新しいものらしい。家ごとに棟別をわりあつるとき、従来よりあつたものにはそのままわりつけ、新規に建てたものには居屋敷としてわりあつたのではなかろうか。家そのものの興廢があつたであろうことは容易に想像されることである。

次の二通の文書は居屋敷というのが、どんな具合に発生したかを語るものであ

永百五文

(以下略)

る。

乍恐以書附奉願上ケ候事

とかゝれており、御料と寺領の両者の棟別があつたことを示している。

それを一覧表にしたもののが、第五表であるが、御料の棟別は、寺領の棟別の約六割の率にあたつてゐる。

徳川幕府は、朱印地である寺領にも、棟別を課したのであつ

一二所村百姓政右エ門儀此度家作仕候ニ付、先々之屋敷地少々不足ニ御座候ニ付、東慶寺様御領分之内永高百文目伊左エ門分之畠、此処ニ屋造り致度と存候ニ付奉願上候、然上者御年貢之儀者永五拾文目者定納ニ相納可申候、残リ永五拾文目者先々之通り年々御検見之節御引被下置、右願之通り仰付被下候ハ、

難有仕合ニ奉存候以上

文政五壬午年

閏正月日

松ヶ岡

御役所様

願人 政右エ門
組惣代 垣左エ門
名主 常右エ門

乍恐奉願上一札之事

一御知行所十二所村地蔵之脇ニ而永高百文御検見地之畠壹枚、此所先年より半分程新兵ニ居屋敷ニ致候得共、御検見地ニ御座候故、此度奉願上候而永五拾文居屋敷定納ニ相納、永五拾文年々御検見之節御引被下置候様ニ奉願上、右願上候通被仰付難有仕合奉存候以上

天保三壬辰年

十二所村

七月日

願人 新兵衛 ^印
組合 喜兵衛 ^印
名主 善兵衛 ^印

明月院様

御納所

第七表 嘉永6年秋検見引率表
(カッコ内等級記載ある
筆数)

引 率	筆数(カッコ内等級)
30%	1
35%	1
40%	5(上田3)
50%	3
60%	4
65%	2(中田1)
70%	2
80%	4
90%	5
皆無	5

従来畠であつた所に家を新しくつくつたから、その年貢を永五拾文の居屋敷定納にしてくれというのである。両者とも、居屋敷という税目が永五拾文として願いだされており、残りを従来の

第六表 嘉永6年貢検見引率表
(カッコ内筆数、丑夏御
検見引帳による)

上 畑	33%(12)	35%(2)
中上畑	36%(5)	
中 畑	38%(9)	
中下畑	38%(2)	
下 畑	43%(6)	
下下畑	70%(1)	

う。新しく家をつくつたものが、その敷地に対する賦課として納めたものが、居屋敷定納であつたと思われる。

ところで、正徳三年(一

まゝ検見地の畠として扱つてくれといつては同じである。
居屋敷という地目及びそれに伴う貢租はこのようにして生じた
のであるまい。

棟別にくらべて、おそらく新しいことばであろう。その場合、

居屋敷の定納が五拾文とされているのは、百文の畠地の丁度半分を屋敷地に改めたという厳密な意味ではなかつたら

第八表 檢見掛り入用内訳(弘化2—慶応4)

品 目	弘 化 2	嘉 永 2	嘉 永 6	文 久 元	元 治 元	慶 応 2	慶 応 4
白 米	文 578(4升)	文 400(4升)	文 572(4升)	文 800	800(4升)	310(3升)	2727(3升)
酒	656(2升)	600(2升)	550(2升)	1000(2.5升)	1000(2升)	2000(2升)	
小麦粉	150(2升)			500	300		
とうふ	100(2丁)	116(2丁)	300				
むきみ	150	150					
肴	250	100		500	300	800	850
ろうそく	100	100		64		150	200(2丁)
半 紙	36(1帖)	32	32(1帖)	34		80	150(1帖)
醤 油	180(1升)	150	200(1升)	200	350(1.3升)	400(1升)	700(1升)
ぞうり	50(3足)	32(2足)		16(1足)	28(1足)		264(4足)
そば	100	200					1500(3升)
くず	24						
筆 梨	32(1本)						100(1本)
柿 茶	16						
酢	100						
わらじ							
鰯 節							
たばこ							
さとう							100
合 計	2,524 文	2,010 文	1,778 文	3,134 文	3,106 文	4,696 文	6,663 文

七一三)、百姓佐兵衛なるものが、光触寺へ指出している「証文之事」という文書に次の如き文面がある。

- 一 御公儀様領棟別地拙者親ニ毫毛宛之小作
ニ御願被置候地、御用ニ付御取上げ被成候節
(以下略)

公料の棟別は無地高であるから、公料の棟別をおさめるべく指定されていた畠を佐兵衛の親が耕作していたことになる。以前、屋敷のあつたところが、畠となつても従来通り棟別が課されていたということであろう。

イ 徵税の方法

徵税の方法に、検見法(見取法)と定免法(定納法)とがあつたことは当時の農村一般と同様であつた。第六表と第七表は嘉永六年の夏と秋の検見引方帳である。この場合、特徵的なのは、引率が夏成では耕地の等級によつて統一されているのに對して秋成では一筆毎に異なるものがある点である。このことは、秋成検見が一筆毎に厳密に行われたことを示すものと解すべきであらうが、その一面、名主などの村役人あたりが、自分の検見引高を多くして、利益をうるチャン

スがあつたともいえよう。

一筆毎に検見が行われた理由としては、水田がそこかしこに散在するという地理的条件を考慮してよいであろう。

なお、文久二年、「戌秋御検見引方帳」の結末に、検見をした役人の接待のためにした買物のメモ（第八表）と、検見で用いた諸経費を百姓達に高割りしたのが残つてゐる。検見入用の内訳をみると、酒・肴・米・小麦粉の代金が主要な部分を占めていて、検見役人の接待費であることが明らかである。

十二所村の耕地は検見地と定納地とに分れていた。例えば東慶寺領の水田についてみると、天保四年度の記録では検見地六貫四七四文に対して定納地が三貫五九二文となつており、名請人別に整理すれば、検見地・定納地共に所持するもの一〇人、検見地のみ所持するもの六人、定納地のみ所持するもの一〇人の割合となつてゐる。検見地は明石谷・和泉谷・馬場谷・たたら谷・御坊などにほぼ集つており、それら小字所在の水田の一部も完納地に加えられてはいるが、定納地はむしろその他の小字に分散していた。従つて、定納地は検見に不便な地に多く、一筆ごとの畠歩も検見地に比して狭いものが多かつたといえる。

次に掲げる史料は、明月院領の畠方秋毛を五年間定免に願出した時の願書で、農民が検見地についても定納を有利とする条件が存したことかが推測される。

乍恐奉願上候

一御知行所十二所村畠方秋毛御検見地之所、此度百姓一統御定

近世鎌倉の税制

免ニ奉願上候ニ付、去ル五ヶ年之平均を以、当秋毛より五ヶ年内御定免ニ被仰付難有仕合奉存候、右之通被仰付候上者違作等御座候共少茂願上不申候、為急役人共連印一札差上候以上

文政十三年

寅八月日

十二所村

百姓代 安左衛門(印)

年寄 市左衛門
名主 善兵衛

堀江忠右衛門様

乍恐以書付奉願上候

一御知行所十二所村畠方夏毛御検見之場所五ヶ年之内定免ニ相究候処、昨年迄年限相済候ニ付、當申年より來ル子年迄五ヶ年之内御定免ニ奉願上候、何卒以御慈悲ヲ被仰付候得者難有仕合奉存候、右奉願上候通り被仰付下置候上者、何様之違作等御座候共一切願ケ間敷申上間鋪候、御年貢御藏入之儀者麦三拾五俵宛無相違御上納可仕候、仍一札差上申候以上

天保七申年

四月

百姓代 安左衛門(印)

年寄市左衛門代印

名主 善兵衛

明月院様

御役人衆中様

口、税目の種類

十二所村の本途年貢は米、麦であり、小物成として、大豆、小豆、綿があつた。

この他に、山林にかかるものとしての山手年貢に、薪、茅、塩があり、現物納の場合と金納の場合とがある。これらの諸年貢のうち、米（田）・大豆（畑）・薪・茅（山）は秋成年貢であり、麦（畑）・塩（山）は夏成年貢であつた。山年貢の中には、才田塩と称する塩が入つてゐる。

寺領の年貢の収納先は、東慶寺、明月院、常楽寺、竜源庵、報國寺であり、公料の分は代官所である。
年貢取立帳の記載例を紹介してみよう。

天保九年、明月院様、当戌秋御年貢取立帳 十一日

棟別

一畑永三拾五文

伊兵衛

一同永五拾文 内廿六文七分引

一田永三百六拾九文 内百五十八文六分引

一同永百廿五文 内百十七文引

一同永百九拾三文 内十壹文引

一同永五拾五文 分定 納

天保九年、明月院様、戌夏麦御年貢取立帳
六月日

一同永武拾文

"

一同永武百文

"

一同永三拾八文二分 反錢

高ノ壹貫武百五拾六文七分

大豆永十三文三分壹厘引

引ノ四百武拾文

取永八百三拾四文七分

此米三俵壹斗武升武合

内壹升五合引 木綿分

居屋しき

畠永五拾文

新右衛門

一同永五拾文 内廿六文七分引

一同永三拾文 定納

一田永百四拾武文 内五十九文六分引

一同永百九拾文 内六十九文八分引

一同永三百四拾文 内百四十二文八分引

高ノ八百武文 大豆永五文五分引

引ノ三百四文四分

取永 四百九拾七文六分

此米壹俵三斗五升六合六夕

一永五百文 内式百武拾文引 太郎右衛門

取永武百八拾文

此麦武俵武斗八升 内式俵取

一永百三拾五文 内七十壹文六分三厘引 重右衛門

一永六拾文 内三十壹文引

一永三文 定納

一永三拾三文 定納

高ノ武百三拾壹文

引ノ百三文四分三厘

取永百武拾七文五分七厘

此麦俵俵斗壹合五夕

既述の通り、田畠に公料はなかつたが、山には公料の山という
のがあつたようである。

鎌倉谷合四ヶ組十二所村

伊奈半左衛門様御代官所

大木市左衛門所持之田畠山覓帳

宝曆十三年二月

居屋敷御料棟別半軒 此永六十八文

外ニ永兩毛七十文 寺領江上なし

御料屋敷付之山壹ヶ所 此境能満寺

屋敷境より谷は東慶寺様御林境迄

沢付荒畠不残
御料此山年貢三匁七分五厘 市左衛門分

同所山年貢三匁七分五厘 佐左衛門分

寺領屋敷付畠永兩毛六百八十文目検見あり

御料塩役石名畠ケ山壹ヶ所(處ニ而三百間之余有但し永別鎌倉中に無之反別)

此山壹百駄之余有之

御領料

神送り山壹ヶ所 高なし

多良ヶ谷に山壹ヶ所 高なし

右此分はうきて有之

寺領ハ尺前

一田永六百拾四文目 苗拾四丸 検見地

此反錢永百武拾八文

寺領江定納

御料場合尺前田高なし 苗四丸植

寺領番場

一田永五百八十文目 検見地 苗七丸植

此反錢八拾五文 御料江上納

同所御料川間田高なし 苗式丸植

同所 川向荒畠壹枚山ト成ル

寺領者長りん坊

一畠永三百拾武文目 検見地

御料所 御坊坂畠 高なし 麦種五升蒔

寺領 石切場 畠永武百文目 検見地

御料所 明石日蔭 山壹ヶ所 此年貢 銀七匁五分

御料所 七曲之谷

山、壱ヶ所 高なし

御料所七曲谷 東ハ源左衛門山境まで

一山壱ヶ所 此山境西ハ東慶寺様御林境迄

沢付ニ荒畠有之

寺領多々良ヶ谷田付

山壱代小山高なし是は浮地なり

所ハ菜之神小谷口ニ而荒小畠壱枚此道下ニ

疣田有

御料所

山壱ヶ所 名所ハ明石はふ山此山

年貢銀壱匁五分

右書面之通り無相違御座候已上

名主 佐左衛門 奥印仕候 (傍点筆者)

覚

一永別五拾七文

是和泉谷石名畠山ニ壹有之候ニ付、先年ハ金沢村より立山仕場

ニ而山手指出シ來リ之故ヲ以、寛永式拾年成瀬五左衛門殿御代

官所之趣指遣代永ニ御直シ被成候、依之山手御年貢ニハ候ヘ共、
御割付ニ御記被成候義と奉存候、反別之義御尋ニ御座候へ共、

前々より無反別山ニ御座候、都而鎌倉ニ而山反別永別と申義無
之、山之大小により分切ヲ相立、壹何駄薪何駄代と申斗唱來
リ申候、

右石名山之義ハ谷にも多有之故ヘ壹何駄薪何駄代と申も難申上候

山林に永別、反別はなく、目測で、壹何駄薪、薪何駄代と年貢
高をきめていたのである。

夫役についてみると、鎌倉は助郷、国役の負担を免ぜられてい
たが、十二所村の農民には寺に対する役があつた。

毎月一人当番にあてられ、開山忌には持役・水汲・上物等をし、
屋根替のときは、足代木切・足代木出・足代掛・人足・手伝・雜
用・後片付にかりだされ、茅かり・茅だし・検見迎・検見送り・
松杉苗のこき・うえ・そうじ・牛蒡附番・縄つけ番・なすつけ番
・大豆つけ番・くねゆへ・しこかり・しこ出し・ひんぼつ等に使
役された。

次の史料は開山忌の例である。

奉差上御請書之事

一例年御開山忌待夜当日共興丁持

式人宛

一紗籠持待夜当日共

式人宛

一御開堂 紗籠持

式人宛

一御秉払 紗籠持 但シ両日

式人宛

右之通十二所村御領分惣百姓江被仰候趣一同承知奉畏候依而御
請書差上申候以上

拾式所村

常樂寺 役人 伊兵衛

千竜庵 " 権右衛門

竜源庵 " 安左衛門

文化二乙丑年十一月日

明月院 名主 常右衛門

百姓代重兵衛

建長寺様

御役者中様

百姓達が寺にいつて着座するさいには、その格付けがきまつて
いた。

宝永六己丑曆

東慶寺様本百姓控帳

正月吉祥日

是ハ元禄年中より新百姓

九金井半右衛門

八宮内太郎左衛門

七高木七郎左衛門

六伊藤次郎兵衛

五角田伊右衛門

四伊藤伝右衛門

三伊藤常左衛門

二山口金左衛門

一大木市左衛門

光触寺

一大木四五右衛門

二森 平兵衛

左座
名主
右座

是ハ五郎左エ門と替年座敷

九池田四右衛門

右之通東慶寺様本百姓代々之座敷無<口>相改、自今以後座敷論不
仕、たかいニ不足仕諸事御役等相勤可申候、為後日連判仍而如
件

宝永六己丑曆

正月吉祥日

第九表は松ヶ岡分の夏・秋年貢取立高の変移を表にまとめたものである。これによると、十二所村の年貢納高は延享—宝曆ごろを頂点としており、天明の饑饉がここでもひどかつたことを物語つている。

なお山年貢は、延享、宝曆、明和頃まで塩十俵を通例としているが、文化あたりから二十俵に増している。

第十表は延享三年、明和五年両度の松ヶ岡分、夏秋年貢人別の納高表である。

三白井清左衛門

四森五郎左衛門

五小駒与左衛門

六高木新右衛門

七伊藤八兵衛

八伊藤作兵衛

むすびに代えて

以上江戸時代における十二所村の税制をみてきたわけであるが、要するに特徴として云えることは、(1)十二所村では江戸時代に一般的に行われた石高制がとられず、貫高制に拠つていたこと、(2)十二所村は寺領と公料の二重課税であつたこと、(3)しかも公料の年貢は反錢・棟別という中世來の税目を踏襲しつづけて、かつそれらが無地高であつたことである。

幕府は寺領にも収奪の手を伸ばしたのであり、負担者たる農民達にとってみれば二重の圧迫を蒙むる結果となつたのである。

農民達は次の様な狂歌の中にもそのやりきれぬ気持を託したことであろう。

寺の多さよ

“かまくらは聞いて極楽、居て地獄、慈悲なき里に
ところで、十二所村は既述の通り寺院と幕府とから二重の課税をうける反面、地理的条件によつて耕地の拡張が極めて困難であり、現金収入の途も少なかつたので、困窮する一方であつた。山林田畠を手放し、持主の小作的立場となり、薪炭を輸送してわずかな賃金を得るにすぎなくなる農民もでてきた。質入れした山林田畠の年季は長く、返済の見込みはなし、実質的に

第九表 松ヶ岡分夏秋年貢高

	夏高辻	内諸引高	検見引高	残高
	文	文	文	文
延宝3	5,138	487	2,923	1,728
延宝6	“	“	2,463	2,188
明和5	“	“	3,081.2	1,569.8
安永7	“	“	2,648.2	2,002.8
天明6	“	“	2,253.1	2,397.9
寛政4	“	“	3,051	1,600
天保3	“	150	2,942	2,046
	秋高辻	内諸引高	検見引高	残高
	文	文	文	文
延宝3	15,480	1,726.6	4,787	8,966.4
延宝6	“	1,323	6,080	8,077
明和5	“	1,371	6,794.1	7,314.9
安永7	“	1,471	7,329	6,680
天明6	“	1,471	10,826.57	3,182.43
寛政4	“	1,471	7,884	6,125
天保3	“	734	7,768	6,978

(註) 夏成の諸引は道代、御藏地、山廻給、名主給。

秋成の諸引は道代、池代、御藏地、山廻給、名主給及び大豆代。

夏成の納は麦を主とし、塩、薪を含む年がある。

秋成の納は米である。

尚、寛政4年の秋成は5年季定免年季中である。

第十表A 延享3年度松ヶ岡分夏秋成年貢人別納高表

	夏成(麦)	秋成(米)	
兵左衛門	俵 斗升合匁才 1 2.0650	俵 斗升合匁才	内 2 俵
惣左衛門	1 0.7700	8 0.0000	金左衛門共
勘右衛門	2.5550		
伊右衛門	1.3000	1	
源右衛門	2.6870	1	
伝左衛門	2 0.5775	2	
五 平	1.1200		
清右衛門	2.6600		
伊左衛門	1.6100	2	
平兵門	1 0.0350	1 2.3924	
伝 平	0.9450	2 1.0850	長平共
喜 平	1 0.0000	2 0.1826	多左衛門、明
権右衛門	1 0.0000	4	王院、喜平共
彦左衛門	1 0.7350		
理右衛門		2 1.9000	
曾左衛門		2	
佐左衛門		1	
武左衛門		2	
利右衛門		2	
金右衛門		1.8432	
新左衛門			
合 計	12 2.9975	34 1.2432	
引 残	3 1.3425	1 1.8730	
此 永	338文35		
此代金	3分と118文	2分と925文	

第十表B 明和5年度松ヶ岡分夏秋成年貢人別納高表

	夏成(麦)	秋成(米)
兵左衛門	俵 斗升合匁才 1 0.6650	俵 斗升合匁才 1 1.4890
惣左衛門	1 1.4700	1 0.0600
伝左衛門	2	2 0.0631
喜 平		2 2.4120
権右衛門	3	
佐左衛門		1 0.5760
金右衛門	0.1400	1.6450
久右衛門	1 0.2800	
新 八	1 2.9010	3 0.4486
四郎左衛門	0.7500	
治左衛門	1.7360	0.7383
三左衛門	0.4900	1 1.7510
源次郎	2.3450	1 0.4073
源右衛門	1 1.0150	1 2.9000
徳右衛門	2.3100	1.4785
権四郎	1.7500	
富右衛門	1.4000	
四五右衛門	2.6910	2 3.1842
太右衛門		1 2.368
覚右衛門		1 1.7510
庄右衛門		3.0000
太左衛門		1 1.4400
七左衛門		1 0.860
長次郎		0.3254
久左衛門		0.8640
淨明寺村		1.0561
久右衛門		"
次郎左衛門		1.3400
薪御用 昼夜扶持		2.8000
合 計	15 2.4430	29 0.9345
光触寺	塩 2俵	
源治郎	" 3 "	
兵左衛門	" 5 "	

は安値で売り渡した結果になつた。その多くは村外（金沢方面）の手に移つてゐる。次の史料はそれらを物語るものである。

永代譲渡し申田畠山証文之事

東慶寺様御知行之内

一永高式百文目御検見地也

字
たゝらニ而田壹枚

同御寺領

一永高百文目御検見地也

字
東前ニ而畠壹枚

同御寺領

一永高百六拾文目御検見地也

字
馬場口ニ而畠壹枚

同御寺領

一山壹ヶ所

字
七曲谷ニ而荒畠成不残

同御寺領

一山壹ヶ所

字
壌之上荒畠成不残

都合五ヶ所地代金拾両式分也

右田畠山之儀者宝永年中より數年来年季ニ貴殿江壳置候處、此度右証文書替仕、尤七曲谷ニ而永高六百文目田壹ヶ所、神宿ニ而百五拾文目田壹ヶ所、右式ヶ所者古証文之内に御座候處、此度御戻し被下候、依之前文之五ヶ所者永代譲渡申候処実正也、尤此地所ニ付諸親類者不申及脇合より違乱申者無御座候、為後日証文賀判依而如件

文政十三年

寅二月日

讓主

嘉永四年

亥十二月

壳主

伊左衛門

治郎兵衛

組合証人

組合証人 重兵衛印

淨妙寺村 利左衛門印

親類賀判 新右衛門印

四五右衛門殿

右前書之通相違無御座候ニ付奥印仕候

寺領名主 善兵衛印

壳渡申畠証文之事

松ヶ岡御寺領 字長林房ニ而

永高百五拾文 畠壹枚

代金 九両也 但し保金也

右者御年貢上納其外要用之義ニ差支申候ニ付、書面之畠壳渡し申候、代金不残只今慥ニ請取、畠相渡し申候処実正ニ御座候、年季之義者来ル子年より拾ヶ年季ニ相定申候、年季明候而右代金返済仕候ハゝ畠御帰し可被下候、年明ケ候而も金子返済ふ申内者此証文を以何ヶ年も御支配可被成候、然ル上者御年貢高掛リ貴殿ニ而御上納可被成候、尤此畠ニ付諸親類者ふ及申脇合より違乱申もの一切無御座候、万一大ヶ敷儀出来候ハゝ賀判もの何方迄も罷出急度拝明、貴殿江少茂御苦勞相掛け申間敷候、為後日壳渡申畠証文依而如件

親類惣代

太兵衛

文化十二乙亥年正月

十二所村

山譲主

当村

善兵衛殿

前書之通り相違無之候ニ付相改奥印仕候

名主

市左衛門

譲り渡申山証文之事

明月院様御領分当村之内

一山壱ヶ所

字小谷ト山

がけ山

但続キ山合セ

御年貢壱ヶ年ニ鰐三百五拾文宛

此山代金式拾両也

上木代金 八両

合金三拾両也 但し文字金

右者今般無拠要用儀ニ指支候ニ付、書面之山永代譲リニ致対談、土山代并上木代金共只今不残慥ニ請取山譲渡候處実正也、

然上ハ年々御年貢其許より御上納被成、山御支配可被成候、此山ニ付諸親類者不申及脇合より構申者決而無御座候、万一千六ヶ鋪義出来候共加判之者罷出、取訳ケ其元御苦勞ニ相掛申間敷候、永代譲ニ相渡候上ハ此証文を以末々御所持可被成候、為後証山譲り渡証文加判仍如件

利左衛門印

組合加印人

惣左衛門印

親類証人

重兵衛

西御門村

伊左衛門殿

前書之通相違無御座依之奥印致候所如件

また饑饉にあつて、逼迫した様子を次の史料は伝えている。

乍恐以書付ヲ奉願上ヶ候事

名主 常右衛門印

十二所村惣百姓

一去ル午麦作より秋作迄相違ひ申候故當はるニ罷成無ぢき等一切無之至極難義仕候、乍去只今迄者薪等ニ而茂かり出し、少々之錢ニ茂いたし其日の宮をも指送申候、もはや此間ニ罷成ては山も青見候ヘハ木茅等切出しかり出し申事不罷成申候ニ付、すみ草等を仕候而今日迄宮を送申候得共、時分ニからニ御座候ヘハ田作之新持ニ取掛リ申度存候ヘ共、右之訳ニ御座候ヘハ取掛け力無之殊外難義仕候、依之御願申上候ハ御持借金五両御借し被為遊可被下候、右之金子之儀ハ來ル極月半金差上ヶ、相残り半金ハ來年中ニふ残差上ヶ可申候、為其惣連以形を奉願上ヶ

右之趣被為御聞訳御拝借金被仰付被下候ハ、難有奉存候

候

元文四未年三月日

以上 惣百姓

伝左衛門
善平
伊右衛門
平多

松ヶ岡
御役人村上賀太夫様

市左衛門

惣兵衛

源右衛門

源次郎

善左衛門

伝兵衛
新左衛門

御救米
三拾八俵

天保四年 東慶寺様
已秋違作二付木舞百姓御救米渡帳

領主が経済的に弱体な寺院であつたから、お救米の恩恵にも僅かしかあづかれなかつたばかりでなく、約四割が中間経費に差引かれていたことを、次の史料は示している。

十二月

人数壹人前三升七合宛

御救米
三拾八俵

二階堂村
十二所村
十二所村分

内拾六俵壹斗六升
此内式俵壹斗六升

御大官入用二引

内拾六俵壹斗六升
此内式俵壹斗六升

御大官入用二引

" 三俵壹斗

御救米入用

二口合五俵式斗六升

引残而 拾俵三斗 小前方江割

以下各百姓宛御救米割当量は十一表の如くである。

土地を抵当にした高利の祠堂金借入も、貧窮化に拍車をか

斗升合	
人	此米
5	145
8	296
7	259
7	259
8	296
内	1斗1合
4	148
5	185
6	225
6	222
7	259
8	296
1	37
4	148
7	259
7	259
3	111
7	259
7	518
内 ¹ 升引	
14	
内 ² 升引	
2	
2升引、 2斗2升取	

けるものであつた。

借用申上候御祠堂金之事

一金拾両者 但文字金也

右之金子私共無拠入用ニ付御願申上借用仕候処寒正ニ御座候、此金子之儀者御法用御入用御手当金ニ相成候ニ付、金貳拾両壹分之勘定を以、來九月廿八日迄ニ利足無相違相納可申上候、元金之儀者辰ノ九月晦日迄ニ元利共急度返納可仕候、尤天下一同之不作御座候共無滞返納可仕候、借用申上候人万一潰百姓ニ相成候節者村方ニ而返納、大切之御祠堂金ニ御座候得者右之処奉承知候、為後証借用証文仍如件

文化元子年十月

拾貳所村

借用主

李左衛門印

同

常右衛門印

同

清左衛門印

松岡御役所

農業生産力の低さは、おのづから山林における薪炭生産やその輸送への依存度を増し、それがまた耕地の金沢その他の他村商人への譲渡を余儀なくさせたことを上掲の諸資料は語つてゐるのである。

おわりにこの論文の作成にあたつて多大の教示を受けた慶應義

塾大学教授中井信彦氏、同清水潤三氏、郷土史家小丸俊雄氏に厚く感謝の意を表する次第である。